

令和6年版

川崎市まちづくり局
建築工事等積算情報

令和6年12月

まちづくり局単価委員会

目 次

I 適用	
1 目的	1
2 構成	
(1) 建築工事	1
(2) 委託業務	1
II 積算基準	
1 建築工事	
(1) 公共建築工事	2
(2) 公共住宅建設工事	3
2 委託業務	
(1) 調査	3
(2) 設計等	3
3 その他	3
III 単価	
1 建築工事	
(1) 単価の優先順位	3
(2) 主要資材単価	4
(3) 市場単価	4
(4) 標準単価	4
(5) まちづくり局単価以外の単価	5
2 委託業務	
(1) 共通	6
(2) 調査	6
(3) その他	6
IV 端数処理	
1 建築工事	
(1) 工事内訳書に記載する単価	7
(2) 工事価格	7
2 委託業務	7
専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領	8

I 適用

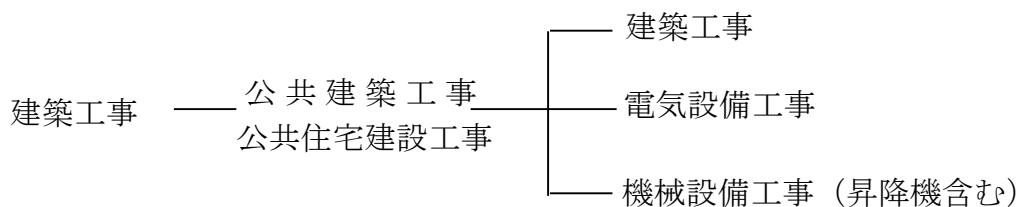
1 目的

川崎市まちづくり局の所掌する建築工事（公共建築工事、公共住宅建設工事）及び建築工事に係る委託業務（設計、工事監理、地質調査、事業損失調査等）における積算に必要となる事項を定めたものである。

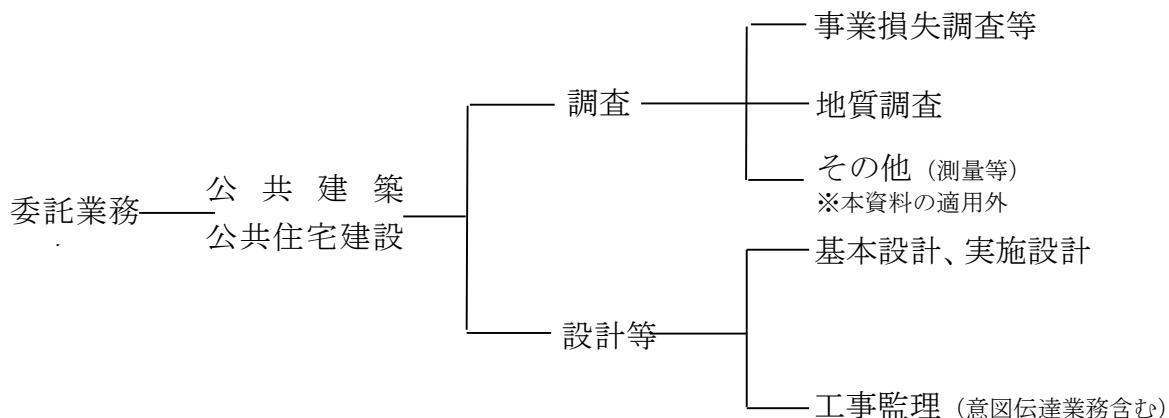
2 構成

建築工事及び委託業務にかかる事項は次のとおりとする。

(1) 建築工事



(2) 委託業務



II 積算基準

1 建築工事

川崎市における公共建築工事及び公共住宅建設工事における工事の積算基準等は次のとおりとする。

(1) 公共建築工事

ア 公共建築工事積算基準 平成28年12月版

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

イ 公共建築工事共通費積算基準（令和6年改定）

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

ウ 公共建築工事標準単価積算基準（令和6年改定）

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

エ 公共建築数量積算基準（令和5年改定）

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

オ 公共建築設備数量積算基準（令和5年改定）

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

カ 公共建築工事積算基準等資料（令和6年改定）

国土交通省大臣官房官庁営繕部

キ 公共建築工事積算研究会参考歩掛り（令和6年）

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

ク 公共建築工事積算研究会参考歩掛り 令和6年版

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

ケ 営繕積算システム等開発利用協議会参考資料 令和6年版 建築工事編

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 令和6年版 電設備工事編

令和6年版 機械備工事編

コ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（令和5年改定）

（設備工事編）（令和5年改定）

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

サ 令和6年度版 建設機械等損料表

（一社）日本建設機械施工協会 発行

シ 川崎市公共建築工事積算基準等の運用 令和6年版 令和6年8月改定

川崎市まちづくり局施設整備部

ス 専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領 川崎市まちづくり局

（川崎市まちづくり局建築工事積算情報）

セ 営繕工事における熱中症対策に係る費用について（令和5年3月29日付け国営第188号、国営積第12号、国営営技第17号）

ソ 営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について（令和6年3月
22日国営計第173号、国営営技第17号）

（2）公共住宅建設工事

- ア 公共住宅建築工事積算基準令和5年度版
　　公共住宅事業者等連絡協議会 編集
- イ 公共住宅電気設備工事積算基準 令和5年度版
　　公共住宅事業者等連絡協議会 編集
- ウ 公共住宅機械設備工事積算基準 令和5年度版
　　公共住宅事業者等連絡協議会 編集
- エ 令和6年度版 建設機械等損料表 (一社)日本建設機械施工協会発行
- オ 公共住宅建築工事積算基準等の運用 令和6年11月改定
- カ 専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領 川崎市まちづくり局
(川崎市まちづくり局建築工事積算情報)

2 委託業務

公共建築及び公共住宅建設に係る委託業務の積算基準等は次のとおりとする。

（1）調査

- ア 事業損失調査等委託業務費積算基準 令和6年度版 川崎市まちづくり局
- イ 地質調査積算基準 令和6年版 川崎市まちづくり局

（2）設計等

- ア 設計業務等委託費積算基準・要領
　　令和6年版 川崎市まちづくり局単価委員会
- イ 平成6年国土交通省告示第8号（建築士法）
- ウ 官庁施設の設計業務等積算基準・官庁施設の設計業務等積算要領
　　令和6年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

3 その他

上記1、2に関する解説書等を参考とする。

III 単価

1 建築工事

（1）単価の優先順位

内訳書に記載する単価の優先順位は次のとおりとする。ただし、優先順位が実勢にそぐわない場合、変更することができる。

【まちづくり局単価】

- ① 主要資材単価
- ② 市場単価
- ③ 標準単価

【物価資料】

- ④ 建設物価、積算資料
- ⑤ 建築コスト情報、建築施工単価

【その他】

- ⑥ カタログ
- ⑦ 業者見積り

※ 工事内容等を踏まえた独自歩掛りによる場合、業者見積り等との比較から実勢を勘案した上で採用する。

(2) 主要資材単価

ア 主要資材は、鉄筋、コンクリート、鉄骨、鉄スクラップとする。

イ 主要資材単価は、毎月改定を行う。

ウ 「建設物価」及び「積算資料」の価格は下表を参考に設定する。

改定月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
採用月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

(3) 市場単価

ア 市場単価は、原則、年4回（8月・11月・2月・5月）改定を行う。

イ 「建築コスト情報」及び「建築施工単価」の価格は下表を参考に設定する。

改定月	8月	11月	2月	5月
設計年月	8月～10月	11月～1月	2月～4月	5月～7月
採用季刊号	夏号（7～9月）	秋号（10～12月）	冬号（1～3月）	春号（4～6月）

(4) 標準単価

ア 材料単価については、「建設物価」及び「積算資料」の各改定月の前月号に掲載されている価格（下表）を参考に設定する。

改定月	8月			11月		1月	2月	3月		5月	6月	7月
設計年月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
採用月	7月			10月		12月	1月	2月		4月	5月	6月

イ 材工共単価については、「建築コスト情報」及び「建築施工単価」の各改定月の当該季刊号に掲載されている価格（下表）を参考に設定する。

改定月	8月	11月、1月	2月～3月	5月～7月
設計年月	8月～10月	11月～1月	2月～4月	5月～7月
当該季刊号	夏号（7～9月）	秋号（10～12月）	冬号（1～3月）	春号（4～6月）

ウ 標準単価については、原則、ア 材料単価の改正に合わせて改定を行う。なお、国土交通省において公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置等が実施された場合は、その適用月に標準単価の改定を行う。（下表参照）

エ 標準単価は、標準歩掛り（以下歩掛）、物価資料（以下資料）、業者見積による。

改定月	8月	11月	1,2月	3月（特例）	5～7月
歩掛・資料	○	○	○	○	○
労務単価	—	—	—	○	○
業者見積	○	—	—	—	—

オ 標準単価の標準歩掛けは、「公共建築工事標準単価積算基準」による。

- ・労務単価は、川崎市建設緑政局が公表している令和6年度公共工事設計労務単価表による。
- ・「その他」の率は、公共建築工事標準単価積算基準及び公共住宅建築工事積算基準に記載されている「中間値」+1%^(※)とする。

（※）墜落制止用器具を含めた環境安全費の計上分として1%を加算

カ カタログ価格を採用する際は、最新の単価を使用する。

キ 標準単価のうち、物価資料に掲載される価格を参考に設定した取扱いは、下記（5）による。

（5）まちづくり局単価以外の単価

ア 単価作成に用いる物価資料、カタログ等の優先順位は次による。なお、労務単価は、川崎市建設緑政局が公表している令和6年度公共工事設計労務単価表を標準とする。（公共工事設計労務単価として設定に至らなかった単価〔国交省通知〕を含む。）ただし、材工共の見積りの場合は見積りによる。

- ① 建設物価、積算資料
- ② 建築コスト情報、建築施工単価
- ③ カタログ掲載価格
- ④ 業者見積り

※工事内容等を踏まえた独自歩掛けによる場合、業者見積り等との比較から実勢を勘案した上で採用する。

イ 物価資料の比較により単価を決定する場合は次による。

建設物価、積算資料（実勢価格>公表価格に注意すること。）

資料区分	積算資料			
	単価区分	単価なし	実勢価格	公表価格
建設物価	単価なし	—	積算資料	積算資料
	実勢価格	建設物価	平均価格	建設物価
	公表価格	建設物価	積算資料	平均価格

建築コスト情報、建築施工単価（実勢価格>公表価格に注意すること。）

資料区分	施工単価			
	単価区分	単価なし	実勢価格	公表価格
コスト情報	単価なし	—	施工単価	施工単価
	実勢価格	コスト情報	平均価格	コスト情報
	公表価格	コスト情報	施工単価	平均価格

ウ 物価資料に掲載されている都市区分の優先順位は次による。

- ① 川崎 ②横浜 ③東京 ④関東 ⑤全国

2 委託業務

(1) 共通

技術者単価は、川崎市建設総務局が公表している令和6年度設計業務委託等技術者単価表による。

(2) 調査

ア 標準単価については、原則、年4回（8月・11月・2月・5月）改定を行う。

- ・材料単価については、「建設物価」及び「積算資料」の各改定月の前月号に掲載されている価格を参考に設定する。

- ・労務単価は、川崎市建設総務局が公表している令和6年度公共工事設計労務単価表による。

イ 市場単価については、原則、年4回（8月・11月・2月・5月）改定を行う。

- ・「建設物価」「積算資料」の各改定月の前月号に掲載されている市場単価を参考に設定する。

(3) その他

上記(1)(2)に記した単価以外のものを用いる場合は、見積り等を参考に設定する。

IV 端数処理

1 建築工事

(1) 工事内訳書に記載する単価

工事内訳書に記載する単価及び一式計上の金額における端数処理は次のとおりとする。ただし、残土処分費（浮島）単価、種目別内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書において一式計上する金額は除く。

単価	端数処理の方法
10,000 円以上	100 円未満切捨て
100 円以上 10,000 円未満	10 円未満切捨て
100 円未満	1 円未満切捨て

(2) 工事価格

工事価格は原則として 1,000 円未満を切り捨てとし、一般管理費等で調整する。

2 委託業務

ア 設計・工事監理の業務価格は、1,000 円未満を切り捨てとし、技術料等経費で調整する。

イ 事業損失調査等の業務価格は、1,000 円未満を切り捨てとし、一般管理費等で調整する。

ウ 地質調査の業務価格は、10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費及び一般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費及び一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切捨て）するものとする。

専門工事業者に単独で発注する工事の積算要領

専門工事業者に単独工事を発注する場合は、次の点に留意して積算を行う。

1. 単独で発注できる専門工事は、「防水」、「建具」、「内外装」、「ユニット及びその他」、「とりこわし」、「塗装」、「囲障」、「造園」、「舗装」及びその他の科目的工事をいう。
2. 主たる専門工事の直接工事費が全体の直接工事費の概ね70%以上の場合、主たる専門工事業者に単独で発注する。
3. 内訳書の種目構成は、直接工事費、共通費に分類する。
4. 公共建築工事積算基準の共通仮設費に含まれる項目のうち、本工事で必要なものは直接工事費の直接仮設工事に積み上げ、計上する。
5. 共通費は、直接工事費（発生材処分費を除く）に次の表の共通费率により算出する。なお、共通费率は主たる工事の率とする。その他の科目による共通费率は、「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共住宅建築工事積算基準」に掲げる工種に応じた「その他」の率の「中間値」+1%とする。

6. 共通费率に含まれる項目は、「公共建築工事積算基準」及び「公共住宅建築工事積算基準」の現場管理費率と一般管理費等率に含まれる項目とする。なお、契約保証費は、共通费率に別途加算する。

共通费率	科 目	単独工事例
20%	<ul style="list-style-type: none"> ・防水・建具（ガラス） ・内外装 	<ul style="list-style-type: none"> ・防水改修工事・ガラスフィルム工事 ・畳改修工事、ふすま改修工事
21%	<ul style="list-style-type: none"> ・建具（金属製建具） ・建具（木製建具） 	<ul style="list-style-type: none"> ・サッシ改修工事
23%	<ul style="list-style-type: none"> ・塗装・囲障 ・造園・舗装 	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁塗装工事（外壁防水の補修含）、内部塗装工事 ・防球ネット設置工事、外柵フェンス設置工事
26%	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット及びその他 ・とりこわし 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事 ・プレハブ工事・解体工事

【参考】内訳書標準書式（種目別内訳）

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式	●●●●●	
計			●●●●●	
共通費				
共通仮設費	1	式	0	
現場管理費	1	式	0	
一般管理費等	1	式	●●●●●	
計			●●●●●	
工事価格	1	式	●●●●●	
消費税等相当額	1	式	●●●●●	消費税率●%
工事費		式	●●●●●	

「共通費」を
一般管理費等に一式計上